



保育所等の 適正利用にご協力ください



○●ご家族でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう●○

保育所等は、保護者が就労や疾病などによりご家庭での保育が困難なお子様を保護者の方に代わり保育する場所です。ご家庭で保育ができる時は、ご家族でお子様と一緒に過ごしましょう。

家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭での基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につく、お子様の心や情緒が安定することにつながります。

※3歳児クラス以降については、お休みの日はご家庭での保育を基本とした上で、集団生活を通して人間関係の基礎となる社会性を育む観点から日中の時間帯（概ね平日9時～16時）の利用はお子様の体調や情緒を考慮した上で、保育所等とご相談していただいても構いません。

保育所等は、認定された保育要件以外の事由で利用することは原則できません。
また、保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は最長時間であり、
実際に利用できる時間は保育が必要な時間のみです。

つきましては、保育所等の利用にあたり、以下の点を改めてご確認ください。

◇就労要件の方◇

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育所等を利用できる時間となります。

●お仕事がお休みの日について

→保護者のうち1人でもお休みの場合は原則として家庭保育となります。

●保護者の出退勤時間に差がある場合

→出勤が遅い方がお子様を送り、退勤が早い方がお迎えにきてください。

◇求職活動中の方◇

求職に伴う外出がない日は、ご家庭でお子様と一緒に過ごしましょう。



●お子様の送迎時のマナーについて

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場がない場合は自動車での送迎はご遠慮ください。

※地域の方より、送迎時のマナーについてご意見をいただくことがあります。

交通ルール等を守ってご利用ください。



保育所等のご利用について、お困りのことやお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆茅ヶ崎市子ども育成部保育課◆

0467-81-7172（直通）